明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十五号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の一部の施行に伴い、及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第六条の二第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項及び第十二条第二項中「規定による」を削る。

第十二条の二第一項中「の財産」を「及び第三項の財産」に改め、「第六条の二第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項中「の財産」を「及び第三項の財産」に、「同項に」を「同条第一項又は第三項に」に、「同項の」を「同条第一項及び第三項の」に改める。

附　則

この政令は、令和五年一月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十六号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第四十条の九まで」の下に「、第四十一条の二の三」を加える。

第二条第三号中「第五十五条の二」を「第五十六条」に改め、「、第五十六条（第二項から第四項まで、第八項、第十項及び第十二項を除く。）」を削り、同条第九号中「第六十六条の二」を「第六十六条」に改め、同条第十号中「第六十六条の十一の四」の下に「、第六十六条の十一の五」を、「第十項まで」の下に「及び第十四項」を加える。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十七号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の施行に伴い、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条第三項、第十二条の三、第十四条、第十八条の三第一項及び第十二項、第十八条の六第二項、第三十八条の二第二項第三号及び第九項並びに第三十八条の二の二第二項並びに所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の五第二項、第十八条の六第二項、第二十五条の四第二項、第二十六条の五第二項及び第二十六条の六第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第一条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第四項第一号中「、第三項及び第五項から第八項まで」を「から第七項まで」に、「及び第三項」を「及び第二項」に改める。

第十三条の三第四項中「第三十三条第三項第二号」を「第三十三条第四項第二号」に改め、同条第五項中「、第三十七条の五及び第三十七条の九」を「及び第三十七条の五」に、「第三十七条の九」を「第三十七条の八」に、「第三十七条の九まで」を「及び第三十七条の五まで」に、「及び第三十五条の三第一項」を「、第三十五条の三第一項及び第三十六条の二第一項」に改め、「、同法第三十六条の二第一項中「又は第三十七条の九の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の九の規定又は震災特例法第十一条の四の規定」と」及び「、同法第三十七条の九第一項中「第三十七条の規定」とあるのは「第三十七条の規定並びに震災特例法第十一条の四の規定」と、「同法」とあるのは「所得税法」と」を削る。

第十三条の六第一項中「第四十一条第二十一項」を「第四十一条第二十三項」に、「第四十一条の十九の四第十三項」を「第四十一条の十九の四第十二項」に改める。

第十四条第十九項中「、第三十七条の八及び第三十七条の九」を「及び第三十七条の八」に、「第三十四条第一項中「又は第三十七条の九の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の九」を「第三十四条第一項中「又は第三十七条の四の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の四」に、「第三十七条の九まで」を「第三十七条の八まで」に、「第三十四条の三第一項中「又は第三十七条の九の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の九」を「第三十四条の三第一項中「又は第三十七条の八」に、「及